

# 届書の書き方

届書の文字は略さず、丁寧に書いてください。

届出する年月日を書いて下さい。

◎署名は必ず本人が自署してください。

いわゆる消せるボールペンや消えやすいインキ、鉛筆で書かないでください。

# 離婚届

令和〇年〇月〇日届出

川崎市〇〇区長 殿

受理	令和	年	月	日	発送	令和	年	月	日
第	号	通知(送付)	令和	年	月	日	第	号	長印
書新調査	戸籍記帳	記載調査	調査票	附	票	生氏票	通	知	

(フリガナ)	夫	かわさき いちろう	妻	かわさき はなこ
(1)氏名		川崎 一郎		川崎 花子
生年月日		昭和〇〇平成 西暦 43年 3月 17日		昭和〇〇平成 西暦 45年 9月 27日
住所		川崎市川崎区東田町 8番地		川崎市幸区戸手本町 1丁目 11番地 1
本籍		川崎市多摩区登戸1785番地		
(2)氏名		川崎 一郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父	川崎 太郎	妻の父	麻生 春男
父母との続き柄	母	夏江	母	桜子
(3)離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解	
(4)	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は		<input type="checkbox"/> 妻は	
	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5)未成年の子の氏名	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 筆頭者の氏名 麻生 花子			
	父母双方が親権を行う子			
	父(夫)が親権を行う子			
	母(妻)が親権を行う子			
	川崎 一太郎			
	親権者の指定を求め家事審判又は家事調停の申立てがされている子			
	夫		妻	
	離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。		離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。	

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
そのほかに必要なもの

調停離婚のとき→調停調書の原本  
審判離婚のとき→審判書の原本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の原本  
認諾離婚のとき→認諾調書の原本  
判決離婚のとき→判決書の原本と確定証明書

事件簿番号

住所を定めた年月日	夫	年	月	日
	妻	年	月	日

未成年の子がいるとき、親権者と定められる当事者の欄に、その親権に服する子の氏名を書いてください。

(6)同居の期間	令和5年 6月 から	令和8年 2月 まで
(7)	(別居したとき)	
(8)別居する前の住所	川崎市川崎区東田町8番地	
(9)別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を携っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 金業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) <input type="checkbox"/> 4. 1, 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び社会団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事を携えている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事を携えている者のいない世帯 <small>(回勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までの届出をするときだけ書いてください)</small>	
(10)大妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 川崎 一郎	妻 川崎 花子

届出人及び証人の署名欄は、必ず本人が自署してください。

押印は任意です。押印する場合、同性でも異なる印鑑を使用してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名(※押印は任意)	宮前 孝太郎	中原 和子
生年月日	昭和〇〇平成 西暦 10年 10月 10日	昭和〇〇平成 西暦 18年 12月 12日
住所	川崎市宮前区宮前平 2丁目20番地5	川崎市中原区小杉町 3丁目245番地
本籍	川崎市宮前区東有馬 2丁目20番	東京都新宿区西新宿 2丁目8番

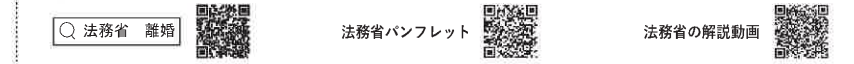
協議離婚のときは、証人が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、親・兄弟姉妹どなたでも結構ですが、必ず二人分必要です。

父母、養父母が現在、婚姻しているときは、母、養母の氏を書かないで、名前だけを書いてください。離婚その他で父母、養父母の氏が違うときは、変更後の氏を書いてください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の①のあてはまるものにしるしをつけてください。  
離婚後の子育ての分担について  
①取決めをしている。 ②まだ、決めていない。  
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
親子交流について  
①取決めをしている。 ②まだ、決めていない。  
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の②のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について  
①取決めをしている。 ②まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。

夫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無